

### 3. 管轄区域案と施設の適正配置案

#### 3-1 関係機関の管轄の整理

児童相談所の管轄区域の再編にあたっては、関係機関との連絡体制等に留意する必要があることから、関係機関の管轄と可能な限り対応することが望ましいと考えられる。

ここでは、関係機関の管轄について整理する。

##### (1) 警察署

多摩地域における警察署は、20か所の設置となっている。

警察署ごとの管轄をみると、八王子市のように、1市に複数の警察署が設置されているケースがあるほか、あきる野市のように1つの市を2つの警察署が管轄している例がある。

また、立川、東大和、小金井、田無、東村山、調布、青梅、五日市、福生多摩中央の各警察署は、1つの警察署で複数市町村を管轄しており、これらを考慮した管轄区域の設定が求められる。

それぞれの管轄エリアについて、整理すると以下となる。

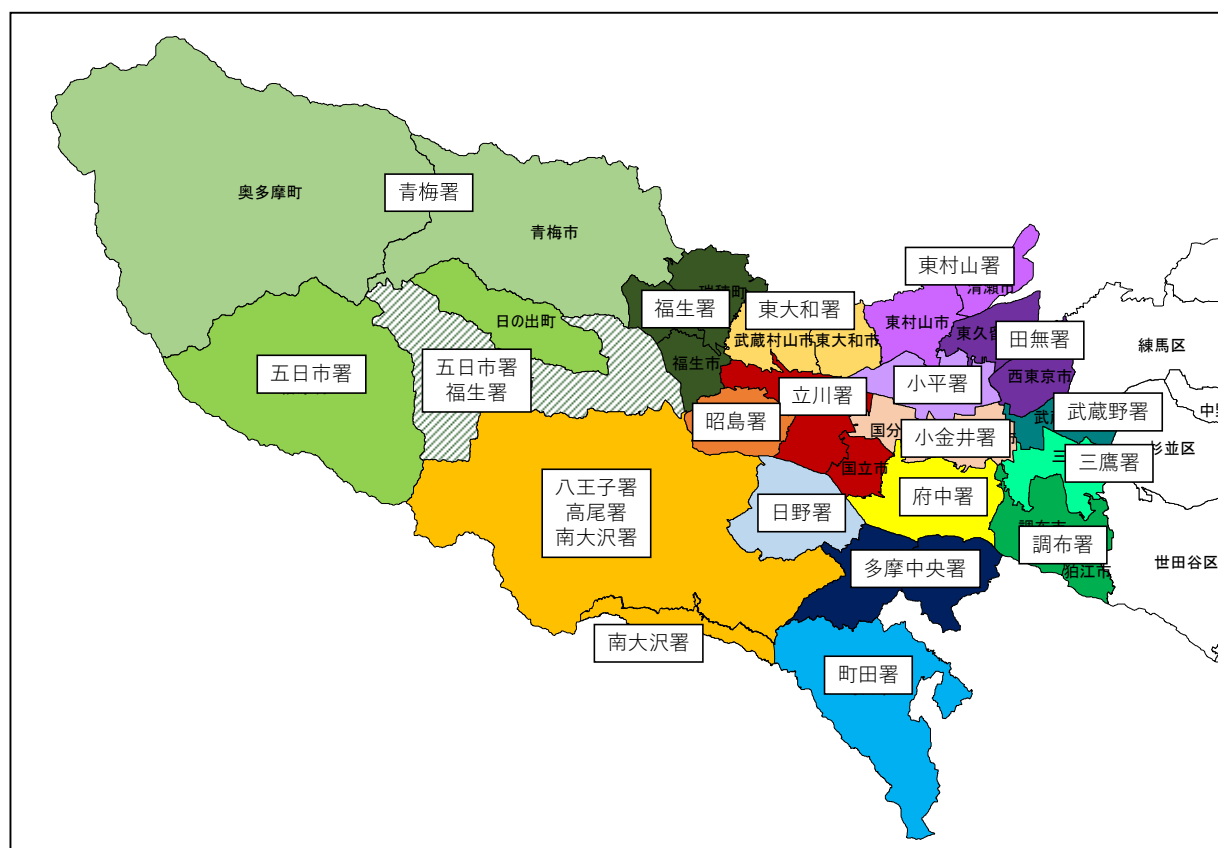


図 3-1 多摩地域の各警察署の管轄区域

また、参考として、各警察署の管轄区域内の人口について、2020年（令和2年）と2050年（令和32年）についてみると、八王子市（八王子署他）において、2020年時点で50万人を超えているほか、30万人超となっている警察署もあることから、これらの状況を踏まえて、管轄区域を設定する必要がある。

表3-1 多摩地域の各警察の管轄区域

児童相談所	管轄市町村	所轄警察署				管轄警察署																		
		(一部管轄)	昭島	立川	東大和	府中	小金井	田無	小平	東村山	武蔵野	三鷹	調布	青梅	五日市	福生	八王子	高尾	南大沢	町田	日野	多摩中央		
立川	立川市	立川			東大和		◎	○																
	青梅市	青梅												◎										
	昭島市	昭島				◎																		
	国立市	立川					◎																	
	福生市	福生																						◎
	羽村市	福生																						◎
	あきる野市	五日市	福生																					◎
	瑞穂町	福生																						◎
	日の出町	五日市																						◎
	檜原村	五日市																						◎
奥多摩町	青梅																						◎	
杉並	武蔵野市	武蔵野																						◎
	三鷹市	三鷹																						◎
小平	小金井市	小金井								◎														
	小平市	小平																						◎
	東村山市	東村山																						◎
	国分寺市	小金井																						◎
	東大和市	東大和																						◎
	清瀬市	東村山																						◎
	東久留米市	田無																						◎
	武蔵村山市	東大和																						◎
	西東京市	田無																						◎
八王子	八王子市	八王子	高尾	南大沢																				◎
	町田市	町田			南大沢																			◎
	日野市	日野																						◎
多摩	府中市	府中																						◎
	調布市	調布																						◎
	狛江市	調布																						◎
	多摩市	多摩中央																						◎
	稲城市	多摩中央																						◎

※太字市町村は、現在の児童相談所設置市町村

管轄人口	2020	113,949	260,711	154,730	262,790	255,316	322,659	198,739	228,023	150,149	195,391	327,386	138,285	98,253	221,797	579,355	431,079	190,435	240,102
※◎で分類	2050	95,555	254,081	138,884	248,209	247,300	302,786	185,773	217,731	142,464	197,094	323,897	101,064	78,889	160,389	472,908	374,430	180,804	211,131

注) 本表の管轄人口については、あきる野市が福生署と五日市署の管轄区域に分かれているため、管轄人口としては、両警察署に重複計上されている。

## (2) 保健所・福祉事務所

多摩地域における保健所は、7か所の設置となっている。

設置場所としては、青梅市（西多摩）、多摩市（南多摩）、立川市（多摩立川）、府中市（多摩府中）、小平市（多摩小平）、八王子市、町田市となっている。

それぞれの管轄エリアについて、整理すると以下となる。



図 3-2 多摩地域の各保健所の管轄区域

なお、福祉事務所は、各市に設置されている他、西多摩福祉事務所が青梅市にあり、西多摩郡の4町村（瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）を管轄している。

児童相談所の管轄の見直しにあたっては、管轄自治体数や管轄人口を踏まえながら、これらの管轄区域の設定状況も参考とする。

### 3-2 児童相談所ごとの移動利便性

次に、児童相談所の管轄区域内の移動利便性について整理する。

ここでは、児童相談所と管轄区域内の各市町村への移動にかかる所要時間を整理する。

所要時間の算出は、各児童相談所と市町村の代表地点として市町村役場までの所要時間を算出するものとした。

また、移動手段は公共交通機関を利用するものとして、次ページのルートで算定している。

算定結果について、以下に示す。

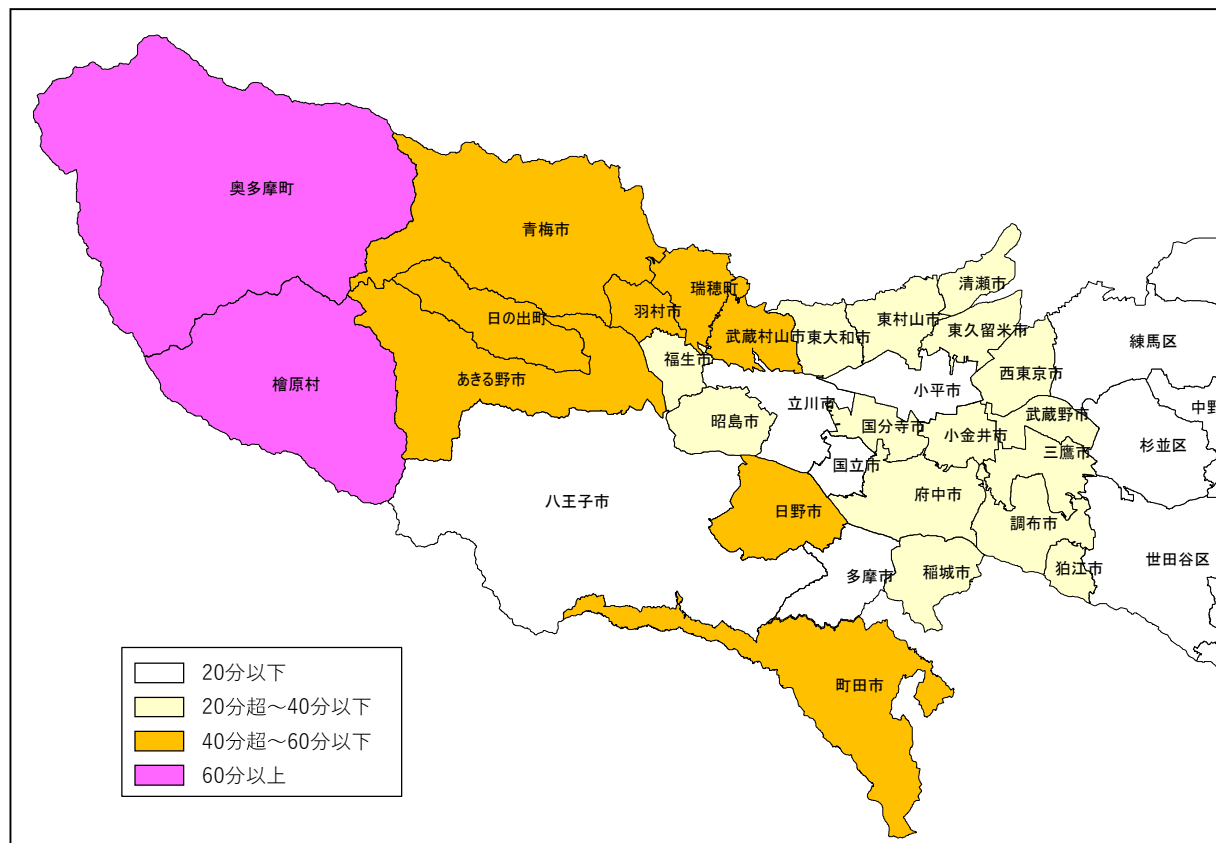


図 3-3 多摩地域の各市町村からの児童相談所までの所要時間

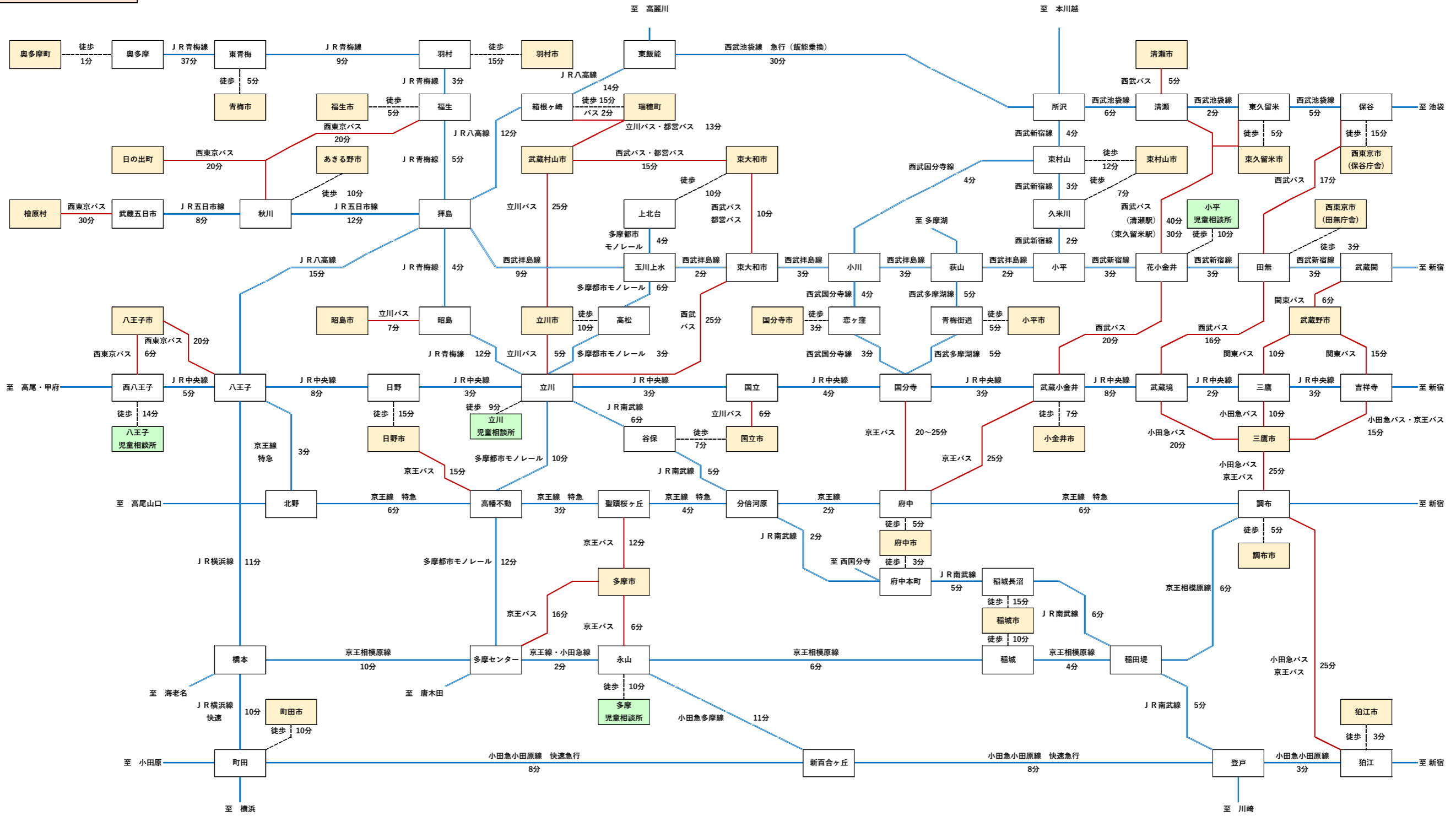
なお、多摩地域においては、多摩都市モノレールの延伸計画（上北台～箱根ヶ崎）が、平成 28 年の交通政策審議会の答申の中で、「事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において、具体的な調整を進めるべき区間」とされており、モノレール延伸により、武蔵村山市等においては、立川市方面へのアクセス性が向上する予定となっている。

表3-2 多摩地域各市町村から児童相談所までの所要時間

児童相談所 管轄市町村	最寄りの児童相談所		移動経路の概要																	
		所要時間																		
立川	立川市	立川	14	立川市	→	バス	→	立川駅	→	徒歩	→	立川児童相談所								
	青梅市	立川	47	青梅市	→	徒歩	→	青梅駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→	立川児童相談所				
	昭島市	立川	28	昭島市	→	バス	→	昭島駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→	立川児童相談所				
	国立市	立川	18	国立市	→	バス	→	国立駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→	立川児童相談所				
	福生市	立川	35	福生市	→	徒歩	→	福生駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→	立川児童相談所				
	羽村市	立川	48	羽村市	→	徒歩	→	羽村駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→	立川児童相談所				
	あきる野市	立川	47	あきる野市	→	徒歩	→	秋川駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→	立川児童相談所				
	瑞穂町	立川	52	瑞穂町	→	徒歩	→	箱根ヶ崎駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→	立川児童相談所				
	日の出町	立川	57	日の出町	→	バス	→	秋川駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→	立川児童相談所				
	檜原村	立川	75	檜原村	→	バス	→	武蔵五日市駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→	立川児童相談所				
奥多摩町	立川	80	奥多摩町	→	徒歩	→	奥多摩駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→	立川児童相談所					
杉並	武蔵野市	杉並	28	武蔵野市	→	バス	→	三鷹駅	→	鉄道	→	荻窪駅	→	徒歩	→	杉並児童相談所				
		(小平)	22	武蔵野市	→	バス	→	武蔵関駅	→	鉄道	→	花小金井駅	→	徒歩	→	小平児童相談所				
	三鷹市	杉並	28	三鷹市	→	バス	→	三鷹駅	→	鉄道	→	荻窪駅	→	徒歩	→	杉並児童相談所				
		(立川)	39	三鷹市	→	バス	→	三鷹駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→	立川児童相談所				
小平	小金井市	立川	29	小金井市	→	徒歩	→	武蔵小金井駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→	立川児童相談所				
		小平	35	小金井市	→	徒歩	→	武蔵小金井駅	→	鉄道	→	国分寺駅	→	鉄道	→	花小金井駅	→	徒歩	→	小平児童相談所
	小平市	小平	20	小平市	→	徒歩	→	青梅街道駅	→	鉄道	→	花小金井駅	→	徒歩	→	小平児童相談所				
	東村山市	小平	22	東村山市	→	徒歩	→	久米川	→	鉄道	→	花小金井駅	→	徒歩	→	小平児童相談所				
	国分寺市	立川	22	国分寺市	→	徒歩	→	恋ヶ窪駅	→	鉄道	→	国分寺駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→	立川児童相談所
		小平	25	国分寺市	→	徒歩	→	恋ヶ窪駅	→	鉄道	→	花小金井駅	→	徒歩	→	小平児童相談所				
	東大和市	小平	31	東大和市	→	徒歩	→	東大和市駅	→	鉄道	→	花小金井駅	→	徒歩	→	小平児童相談所				
		立川	32	東大和市	→	徒歩	→	上北台駅	→	モノレール	→	立川南	→	徒歩	→	立川児童相談所				
	清瀬市	小平	33	清瀬市	→	バス	→	清瀬駅	→	鉄道	→	花小金井駅	→	徒歩	→	立川児童相談所				
	東久留米市	小平	21	東久留米市	→	バス	→	青梅街道(バス)	→	徒歩	→					小平児童相談所				
		小平	35	東久留米市	→	徒歩	→	東久留米駅	→	鉄道	→	花小金井駅	→	徒歩	→	小平児童相談所				
	武蔵村山市	立川	39	武蔵村山市	→	バス	→	立川駅	→	徒歩	→					立川児童相談所				
小平		46	武蔵村山市	→	バス	→	東大和市駅	→	鉄道	→	花小金井駅	→	徒歩	→	小平児童相談所					
西東京市	小平	16	西東京市	→	徒歩	→	田無駅	→	鉄道	→	花小金井駅	→	徒歩	→	(田無庁舎で算定)	小平児童相談所				
	小平	30	西東京市	→	バス	→	田無駅	→	鉄道	→	花小金井駅	→	徒歩	→	(保谷庁舎で算定)	小平児童相談所				
八王子	八王子市	八王子	20	八王子市	→	バス	→	西八王子駅	→	徒歩	→				八王子児童相談所					
	町田市	多摩	39	町田市	→	徒歩	→	町田駅	→	鉄道	→	新百合ヶ丘駅	→	鉄道	→	永山駅	→	徒歩	→	多摩児童相談所
		八王子	50	町田市	→	徒歩	→	町田駅	→	鉄道	→	西八王子駅	→	徒歩	→			八王子児童相談所		
	日野市	立川	27	日野市	→	徒歩	→	日野駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→			立川児童相談所		
		多摩	39	日野市	→	バス	→	高幡不動駅	→	モノレール	→	多摩センター駅	→	鉄道	→	永山駅	→	徒歩	→	多摩児童相談所
	八王子	42	日野市	→	徒歩	→	日野駅	→	鉄道	→	西八王子駅	→	徒歩	→			八王子児童相談所			
多摩	府中市	立川	25	府中市	→	徒歩	→	府中本町駅	→	鉄道	→	立川駅	→	徒歩	→			立川児童相談所		
		多摩	34	府中市	→	徒歩	→	府中本町駅	→	鉄道	→	稲田堤駅	→	鉄道	→	永山駅	→	徒歩	→	多摩児童相談所
	調布市	多摩	31	調布市	→	徒歩	→	調布駅	→	永山駅	→	徒歩	→			多摩児童相談所				
	狛江市	多摩	35	狛江市	→	徒歩	→	狛江駅	→	永山駅	→	徒歩	→			多摩児童相談所				
	多摩市	多摩	16	多摩市	→	バス	→	永山駅	→	徒歩	→					多摩児童相談所				
	稲城市	多摩	26	稲城市	→	徒歩	→	稲城駅	→	鉄道	→	永山駅	→	徒歩	→			多摩児童相談所		

※太字市町村は、現在の児童相談所設置市町村

■多摩地域移動時間



凡例	
<span style="color: blue;">—</span>	鉄道・モノレール
<span style="color: red;">—</span>	路線バス
- - - -	徒歩

図 3-4 多摩地域の公共交通機関での移動所要時間（関連路線のみ抜粋）

### 3-3 児童相談所の管轄区域見直しに向けた要望

児童相談所の管轄区域の見直しに向けて、市町村の意向・要望等について整理する。

ここでは、令和4年6月に実施している市町村アンケート結果から、管轄区域見直しに関する意向・要望等を整理するものとした。

#### (1) 市町村アンケート

市町村アンケートにおける意見としては、以下の通りとなっている。

表 3-3 市町村アンケートにおける児童相談所の管轄区域見直しに関する意見

児童相談所	管轄区域見直しの必要性		管轄区域に関する意見
	市町村	意見	
<b>立川</b>			
立川市	あり	対応範囲が広すぎることもあり、児童福祉司が多忙を極め、連携がとりにくいことが散見されるため	-
青梅市	あり	相談ケースが増加している。児相の人材不足も要因してか、逆送致なども非常に増えている状況であり、1管轄区域の対象人数の見直しも必要と考える。	-
昭島市	あり	管轄エリアが広大なので担当福祉司を捕まえることが困難。	-
国立市	なし	近隣市にあるため現状のままで問題ないため。	人口規模の指標だけではなく、対象エリアの範囲も考慮すべき点ではあるかと思えます。
福生市	あり	立川児童相談所は広域にわたる地域を担当しているため、1時間以上かかってしまうこともあり、迅速な対応や関係機関との緊密な連携には支障がある。	-
羽村市	あり	西多摩地域においては、管轄地域が広域であり、効果的な相談体制の整備のためには、児童相談所の設置場所について検討が必要ではないか。	-
あきる野市	あり	児相まで距離的な問題があるので、迅速な対応や緊密な連携に支障がある。	-
瑞穂町	あり	迅速な対応や関係機関との緊密な連携に支障がある。	-
日の出町	あり	管轄人口が100万人を超える児童相談所は、管轄区域の変更や新設による区域分割などの対応が必要とあるが、立川児童相談所の管轄する区域は広範囲のため、地理的条件、交通事情その他の社会的条件を考慮して設置を検討していただきたい。	-
檜原村	なし	現状において相談件数等が少ないため	-
奥多摩町	あり	立川児童相談所は、管轄人口が75万人であるが、区域が広いことから、対応が遅れる事が懸念されるため。また以前とは異なり、都心等からの移住により問題のある家庭が増加している。	奥多摩町でも年々虐待対応件数が増加し、重いケースも増えてきており対応に苦慮している。児童相談所の協力や、さらなる連携が必要だが奥多摩と立川では地理的な障害が大きい。西多摩圏域での児童相談所新設が必要と考える。
<b>杉並</b>			
武蔵野市	あり	現在の杉並児童相談所の管轄区域は、杉並区、三鷹市及び本市であるが、杉並区が独自に児童相談所を設置する予定と伺っているため。	本市の区域内に設置してほしい。
三鷹市	あり	主に京王線を利用する区域の市民にとっては、児童相談所が遠いため。	杉並児童相談所は区と市を管轄しているが、区と市では人口も基礎自治体の体制も大きく異なるため、一つの児童相談所では区のみまたは市のみを管轄するようにした方がよいのではないかと。
<b>小平</b>			
小金井市	なし	連携に困ることがないため	今後、区域変更を実施する方向となった場合、関係が良好だと、児相ごとの雰囲気や対応が変わることに懸念があります。(各児相で市町村との連携方法が異なるようなので)変更することで、メリットがある形で対応いただきたいと思います。
小平市	なし	所管児童相談所は市内にあり公共交通等でのアクセスも不便を感じていないため	なし
東村山市	なし	地理的条件や交通事情等には不都合がないです。	当市に関しては、現状の管轄区域で地理的条件や交通事情等に特段の不都合はないため、児童養護の業務に支障をきたすことがあるとすれば、児童相談所の体制による影響が大きいものと考えます。本アンケートの趣旨とは異なるとは存じますが、児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)において、児童相談所の管轄人口当たり児童福祉司配置基準の見直しながなされていることに基づき増員を行い、適切な配置をお願いいたします。
国分寺市	あり	児童相談所と子ども家庭支援センターが連携して動く際に、双方で移動時間を要することや、管轄人口が多いことに起因してか、児童相談所の担当者で電話でも連絡がつながりづらく、速やかな対応ができないため。	管轄人口や地理的条件、交通事情に課題があると、ケース対応に支障があるため、管轄区域の見直しについて検討してほしい。
東大和市	あり	保健所の管轄圏域位に縮小されると各市のアクセス感が近くなり、連携しやすくなるのではないかと思います。※連携とは別に市民が児相に行く場合の負担軽減にもなる。	-
清瀬市	あり	政令、それに係る通知による人口の配置基準を上回っている状況にあるため	基準に則した児相の設置を要望したい。
東久留米市	なし	東久留米市子ども家庭支援センターは、小平児童相談所に近い距離にあるため。	東京都小平児童相談所は、9市を管轄しているが、将来、児童相談所が増設されて、児童相談所の管轄の数が減少し、児相の負担が軽減出来る事が理想である。
武蔵村山市	あり	迅速かつ適切なケース対応に支障があるため。	多摩地区においても、東京都保健所と同等の担当圏域とすることが、地理的課題に加え、衛生部門との連携の観点からも適切であると思われる。
西東京市	なし	-	-
<b>八王子</b>			
八王子市	なし	八王子児童相談所が本市内に所在しており、適切な連携が図られていると考えるため。	児童相談所が管轄区域を設定する際、市域を分割されてしまうと連携に支障が出てしまう。
町田市	あり	町田市は細長い地形をしており、特に南地域の市民にとっては、町田市内に児童相談所が設置されれば利便性がかなり向上します。人口は43万人を超えており、虐待相談件数は増加の一途をたどっています。虐待の早期発見、専門性の高い判断で即時対応するためにも児童相談所の設置が必要です。	児童相談所の町田市内設置については、住民や議会の関心も高く、令和4年の第1回及び第2回定例会においても、複数の代表質疑や一般質問がありました。町田市としても、児童相談所の町田市内設置を希望するとともに、設置場所の提案等の協力を行っていきたくと考えております。
日野市	あり	管轄人口が118万人もいて、広域のため。	-
<b>多摩</b>			
府中市	なし	狛江市が新たに入ったが特に混乱はない。課題はあるが現状対応できている。	-
調布市	その他	市の業務については、定期連絡会・児相ケースへの面接室の貸し出し等の取組により地理的条件や交通事情等の課題を解消すべく対応している。多摩児童相談所は管轄人口が80万人と極端に多いわけではないが、困難を抱える子どもへのきめ細かな対応を考慮した場合、管轄人口が50万人以下になるよう更なる検討をお願いしたい。	調布市には3つの児童養護施設が所在しており、児童養護施設は、児童相談所と連携して対応することが多いため、調布市内への児童相談所の設置を要望している。また、仮に三鷹市・武蔵野市等に都児相が設置され、同じ管轄区域になった場合、距離は近くても南北の交通の便が悪い以上2点から、多摩児童相談所の管轄区域の見直し(再編)がある場合は、調布市内に都児相の設置をすることを検討していただきたい。
狛江市	その他	令和2年度までの所管児童相談所である世田谷児童相談所に比べ、多摩児童相談所は地理的距離があり課題があると考えるが、見直しの必要性は判断できない。	-
多摩市	その他	現状、当市は児童相談所が市内に設置されているため見直しは必要ないと考えているが、今後市部での児童相談所の設置などがすすむようになれば、近隣市と共同での児童相談所の設置などを検討する必要があるが、その際には現在の児相の管轄市とは違う自治体との共同設置を検討することになるのではないかと。	多摩市は市内に児童相談所があるため、連絡調整及び児相への援助要請にも迅速に対応していただいている。加えて児相のブロック会議への参加もしやすく、児相の対応スキルを子家センターのスタッフが体感できる機会も多いと感じている。
稲城市	なし	-	-

※太字市町村は、現在の児童相談所設置市町村



### 3-4 児童相談所ごとの管轄区域見直しに向けた課題

これまでの整理結果を踏まえて、管轄区域の見直しに向けた必要性や課題について整理する。

#### ①立川児童相談所

- ・立川児童相談所は、管轄人口が約 75 万人と全国平均レベル（約 60 万人）を超過しているものの、中長期的には、約 60 万人規模になってくるものと想定される。
- ・一方で、管轄自治体数は、多摩地域の児童相談所で最も多い 11 自治体（7 市 3 町 1 村）となっており、管轄エリアが非常に大きくなっている。
- ・そのため、立川児童相談所から西多摩エリアへの移動では、1 時間以上を要する自治体もあり、緊急時の対応、通所指導等の連携等の面で課題が大きいものと考えられる。
- ・また、管轄内の警察署は 5 署となっており、児童虐待相談対応件数が増加している中では、関係機関との連携強化の面においても課題が大きいものと考えられる。
- ・そのため、管轄エリア内の移動利便性の改善、自治体、警察署数の削減等による職員の負荷低減等の観点も踏まえた再編の必要性が高いと考えられる。

#### ②杉並児童相談所

- ・杉並児童相談所は、杉並区、中野区、三鷹市、武蔵野市の 2 区 2 市を管轄していたが、平成 28 年 5 月の児童福祉法改正を受けて、中野区については、既に中野区児童相談所が開設され、令和 4 年 4 月以降、杉並児童相談所の管轄から分離されている。
- ・また、現在児童相談所が立地している杉並区についても令和 8 年度からの区立児童相談所開設に向けて検討が進められている。
- ・三鷹市、武蔵野市の多摩地域の既存児童相談所への移管にあたっては、所轄署、人口規模等を踏まえると、2 市を一体にした形で新設するか、既存の児童相談所の管内で分割する場合には、1 市ずつ小平、立川等の児童相談所へ管轄替えすることになる。
- ・当該 2 市は、将来的にも人口がほとんど減らないことや、既存の児童相談所への交通事情等を踏まえると、児童相談所を新設することが望ましいと考えられる。

#### ③小平児童相談所

- ・小平児童相談所は、管轄人口が約 116 万人と厚生労働省の参酌基準を超過しており、中長期的にみても管轄人口は 100 万人を下回らないと想定されることから、早期に見直ししていく必要性が高いと考えられる。
- ・管轄自治体数も、多摩地域の児童相談所で 2 番目に多い 9 自治体（9 市）となっており、管轄エリアが非常に大きくなっている。
- ・また、小平児童相談所管内の自治体は、東西に長く広がっており、武蔵村山市等小平児童相談所からの移動にかかる所要時間が 40 分以上を要する自治体もあり、緊急時の対応、通所指導等の連携等の面で課題が大きいものと考えられる。

- ・一方、管轄内の警察署は5署となっており、小平児童相談所管内の特徴として、複数自治体を管轄する警察署が多いことから、再編の際には、これらの管轄に留意した再編が必要になると考えられる。
- ・これらのことから、小平児童相談所の管轄区域の見直しでは、警察署管轄毎の市町村のグルーピングを踏まえて、管轄人口抑制等の面の再編の必要性が高いと考えられる。

#### ④八王子児童相談所

- ・八王子児童相談所は、管轄人口が約120万人と厚生労働省の参酌基準を超過しており、中長期的にみても管轄人口は100万人を下回らないと想定されることから小平児童相談所と同様に、早期に見直していく必要性が高いと考えられる。
- ・八王子児童相談所については、小平児童相談所とは異なり、管轄自治体数が3自治体と多くないが、警察署については、八王子市内が3署に分かれることなどから5署となっており、小平児童相談所等と同数となっている。
- ・また、八王子児童相談所から町田市への移動等では、隣接市であるものの40分以上を要するため、緊急時の対応、通所指導等の連携等の面で課題が大きいものと考えられる。
- ・これらのことから、八王子児童相談所の管轄区域の見直しでは、管轄人口の全国平均である約60万人にほぼ近い人口規模を有する八王子市に単独の児童相談所とする等、管轄人口規模や移動時間の面で再編を行っていく必要性が高いと考えられる。

#### ⑤多摩児童相談所

- ・多摩児童相談所は、管轄人口が約83万人と全国平均レベル（約60万人）を超過しており、中長期的には、約78万人規模で推移するものと想定される。
- ・一方で、管轄自治体が京王線、小田急線沿線に位置しており、比較的移動利便性は高いことから、児童相談所から各自治体までの所要時間は、他の児童相談所と比較した場合には、課題は少ないものと考えられる。
- ・また、警察署についても3署と他の児童相談所と比較して少なくなっている。
- ・このため、多摩児童相談所の管轄見直しについては、多摩地域全体の人口と児童相談所設置数から、管轄人口の抑制・平準化に向けた見直しを行うことが必要と考えられるが、多摩地域のその他の児童相談所と比較すると、関係機関との連携や管轄自治体への移動にかかる所要時間等の観点からの見直しの必要性は高くない。

これらの整理を踏まえると、管轄人口を参酌基準未満に抑制する観点のほか、管轄自治体との連携に向けた移動所要時間の低減や管轄自治体数や関係警察署数の低減・平準化等の観点から、児童相談所の新設を行い、管轄区域の見直しを行っていくことが必要と考えられる。

### 3-5 児童相談所の管轄区域案と施設の適正配置案

これまでの整理結果を踏まえて、以下の視点から管轄区域の再編を検討する。

#### (1) 児童相談所の再編の必要性

児童相談所の再編の必要性については、以下の通りとなる。

##### ① 2か所の児童相談所で管轄人口が100万人を超過している。

- ・児童相談所設置の基準を定める政令が改正され、令和5年4月1日施行予定となっている。改正令では、児童相談所の設置基準として、管轄人口を「基本としておおむね50万人以下」とすることとされており、管轄人口が100万人を超過する地域では、積極的な管轄の見直しを要請されている。
- ・多摩地域における児童相談所では、小平、八王子の両児童相談所において、管轄人口が100万人を超過しており、人口動態をみても、将来にわたって、100万人を超過すると想定されることから、これらの再編は必須となっている。

##### ② 児童相談所までの所要時間が1時間以上かかる市町村が存在している。

- ・児童相談所における緊急的な対応のほか、管轄市町村との密接な連携や児童相談所への来訪、職員の移動に要する負荷等を考慮する場合、管轄市町村と児童相談所との間の所要時間が長くなっている市町村がある。
- ・西多摩エリア等においては、立川児童相談所が最寄りではあるものの、所要時間が長くなっており、これらの解消が必要となっている。

##### ③ 管轄する市町村が多い児童相談所が存在する。

- ・児童虐待の相談対応件数が増加している状況において、各児童相談所が対応すべき市町村、警察署等の関係機関の増加が職員の対応の負荷を増大する一因となっていることから、立川、小平の両児童相談所等において、管轄する市町村数や関係する警察署数の適正化が求められている。

## (2) 児童相談所の再編の考え方

児童相談所の再編の必要性を受けて、管轄区域の見直しにあたっては、改正令の参酌基準等を踏まえ、以下の条件をもとに再編の検討を行う。

### ①管轄人口を100万人未満とする。

- ・児童相談所設置の基準を定める政令を踏まえ、管轄人口が100万人を超過する児童相談所は、管轄を分割・再編し、管轄人口を100万人未満とする。

### ②1つの市町村を分割した管轄の設定は行わない。

- ・児童相談所設置の基準を定める政令を踏まえ、市町村を分割する管轄区域は設定しないものとする。

### ③関係機関の管轄区域と整合を図る。

- ・関係機関との密接な連携の必要性から、警察署の管轄エリアを複数の児童相談所の管轄に分割しないよう考慮するものとする。
- ・また、保健所の管轄についてもエリア分けの参考とする。

### ④各市町村へのアクセス時間の短縮を図る。

- ・西多摩エリア等の児童相談所と管轄市町村との所要時間が長時間を要する区域については、管轄区域の再編、見直しを行うものとして、アクセス時間の短縮が図られるように留意する。

### (3) 児童相談所毎の再編（案）

上記の設定をもとに、児童相談所の管轄区域の再編（案）を提案する。

#### ①立川児童相談所

- ・立川児童相談所については、管轄自治体数が多いこと、西多摩エリアへの所要時間が長いことから、西多摩エリアを分離して、児童相談所を新設することで、管轄自治体数を減らすとともに、管轄自治体へのアクセス性の改善を図る。
- ・なお、西多摩エリアの児童相談所については、公共交通機関や関係行政機関の立地等を考慮し、福生市～羽村市～青梅市のJ R青梅線沿線への立地が想定される。

#### ◎（仮称）西多摩児童相談所（新設・移管）

管轄区域

管轄市町村数：8 市町村（管轄人口：約 379 千人）

青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

関連警察署数：3 警察署

青梅署、五日市署、福生署

- ・立川児童相談所については、西多摩エリアの分割を受けて、他の児童相談所の再編に合わせた管轄区域の再設定を行う。

#### ◎立川児童相談所（既設・存置）

管轄区域

管轄市町村数：3 市町村（管轄人口：約 375 千人）

立川市、昭島市、国立市

関連警察署数：2 警察署

立川署、昭島署

#### ②杉並児童相談所

- ・杉並児童相談所管轄の三鷹市、武蔵野市については、これまでの中央線沿線での管轄区域分けであったこと、地域の南北への移動がバスとなることから、中央線沿線での再編を基本とする。

### ③小平児童相談所

- ・小平児童相談所については、管轄人口が100万人を超過していることから、分割・再編を行うこととする。
  - ・小平児童相談所から各市町村への移動時間をみると、武蔵村山市へのアクセス時間が長くなっていることから、武蔵村山市を他へ移管することとして、所轄警察署が同一の東大和市を合わせて移管するものとする。
  - ・上記の移管をしたとしても管轄人口が100万人を超過していること、また、小平児童相談所が西武新宿線沿線に立地していることを考慮し、小金井署管内となるJR中央線沿線の小金井市、国分寺市を分割するものとする。
  - ・これにより、小平児童相談所の管轄を多摩小平保健所の管轄と同一にすることもできることから、施設立地、連携面で有効であると想定される。
  - ・なお、小金井市、国分寺市の分割により、杉並児童相談所管轄の三鷹市、武蔵野市と合わせて、児童相談所の新設を行うことを想定する。
- この場合の児童相談所の設置位置については、関係4市からの移動利便性等を考慮して決めることが想定される。

#### ◎小平児童相談所（既設・存置）

##### 管轄区域

管轄市町村数：5市町村（管轄人口：約749千人）

小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市

関連警察署数：3警察署

田無署、小平署、東村山署

#### ◎（仮称）多摩中部児童相談所（新設・移管）

##### 管轄区域

管轄市町村数：4市町村（管轄人口：約601千人）

武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市

関連警察署数：3警察署

小金井署、武蔵野署、三鷹署

- ・また、移動利便性及び多摩都市モノレール延伸計画等を踏まえ、武蔵村山市、東大和市については、立川児童相談所の管轄に移管することを基本とする。

#### ◎立川児童相談所（既設・移管）

##### 管轄区域

管轄市町村数：2市町村（管轄人口：約155千人）

東大和市、武蔵村山市

関連警察署数：1警察署

東大和署

#### ④八王子児童相談所

- ・八王子児童相談所については、管轄人口が100万人を超過していることから、分割・再編を行うこととする。
- ・八王子児童相談所管内では、八王子市のみで管轄人口が約579千人かつ面積が広大であることから、八王子市を1市で独立させることとする。
- ・この場合、町田市については、多摩児童相談所への移管も想定されるが、町田市の人口規模（約431千人）及び面積を踏まえると、多摩児童相談所の管轄人口が100万人を超過し、管轄区域が広大となることから、町田市についても、単独で設置することを基本とする。
- ・日野市については、八王子児童相談所より立川児童相談所が最寄りであること、多摩児童相談所の管轄人口が大きいことから、立川児童相談所へ移管することを基本とする。

#### ◎八王子児童相談所（既設・存置）

##### 管轄区域

管轄市町村数：1市町村（管轄人口：約579千人）

八王子市

関連警察署数：3警察署

八王子署、高尾署、南大沢署

#### ◎立川児童相談所（既設・移管）

##### 管轄区域

管轄市町村数：1市町村（管轄人口：約190千人）

日野市

関連警察署数：1警察署

日野署

#### ◎（仮称）町田児童相談所（新設・移管）

##### 管轄区域

管轄市町村数：1市町村（管轄人口：約431千人）

町田市

関連警察署数：1警察署

町田署（一部、南大沢署）

- ・なお、町田市の児童相談所新設にあたっては、町田市の公共交通網が、小田急線とJR横浜線の乗り入れる町田駅中心に形成されていることから、町田駅周辺への立地が想定される。
- ・その他、町田駅から少し離れた場所として、多くのバス路線が設定されているJR横浜線古淵駅周辺（駅の立地は相模原市）や、多摩市方面へのバス路線が発着する小田急線鶴川駅周辺等への立地が想定される。

#### ⑤多摩児童相談所

- ・多摩児童相談所については、管轄人口が約83万人となっており、中長期的には78万人程度になっていくものと想定される。
- ・多摩児童相談所管内の市町村は、京王線、小田急線等での移動利便性が比較的高いことから、現在の管轄を維持することを基本とする。
- ・今後、児童虐待相談対応件数が著しく増加した場合や人口動態の状況により児童相談所の業務がひっ迫した場合、多摩児童相談所の老朽化対策が必要となった場合等には、中長期的には、多摩児童相談所の設置場所等を見直すことが想定される。

#### ◎多摩児童相談所（既設・存置）

##### 管轄区域

管轄市町村数：5市町村（管轄人口：約830千人）

府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市

関連警察署数：3警察署

府中署、調布署、多摩中央署

#### （4）その他

多摩地域の児童相談所の再編にあたっては、現在、都内一時保護所が恒常的に定員を超過している状況であることや、相談部門と保護部門が一体的となったきめ細やかなケースワークを推進するため、新たに設置する児童相談所については、一時保護所の併設を検討する必要がある。



(5) 児童相談所毎の再編（案）のとりまとめ

上記の設定をもとに、児童相談所の管轄区域の再編（案）をとりまとめると以下のようになる。

表 3-4 多摩地域の児童相談所の管轄区域（再編案）

No	児童相談所	管轄区域	警察署	管轄人口 (人) (2020年)
1	立川	立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市、日野市	昭島署、立川署、東大和署、日野署	719,825
2	西多摩 (新)	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	青梅署、五日市署、福生署	379,043
3	小平	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	田無署、小平署、東村山署	749,421
4	多摩中部 (新)	武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市	小金井署、武蔵野署、三鷹署	600,856
5	八王子	八王子市	八王子署、高尾署、南大沢署	579,355
6	町田 (新)	町田市	町田署（南大沢署）	431,079
7	多摩	府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市	府中署、調布署、多摩中央署	830,278
	合計	30市町村	20警察署	4,289,857



図 3-5 多摩地域の児童相談所の管轄区域（再編案）

表3-5 多摩地域の児童相談所の管轄区域（再編案）

児童相談所	管轄市町村	児童相談所						
		立川	西多摩	小平	多摩中部	八王子	町田	多摩
立川	立川市	◎						
	青梅市		◎					
	昭島市	◎						
	国立市	◎						
	福生市		◎					
	羽村市		◎					
	あきる野市		◎					
	瑞穂町		◎					
	日の出町		◎					
	檜原村		◎					
奥多摩町		◎						
杉並	武蔵野市				◎			
	三鷹市				◎			
小平	小金井市				◎			
	小平市			◎				
	東村山市			◎				
	国分寺市				◎			
	東大和市	◎						
	清瀬市			◎				
	東久留米市			◎				
	武蔵村山市	◎						
西東京市			◎					
八王子	八王子市					◎		
	町田市						◎	
	日野市	◎						
多摩	府中市							◎
	調布市							◎
	狛江市							◎
	多摩市							◎
	稲城市							◎

※太字市町村は、現在の児童相談所設置市町村

自治体数（箇所）		6	8	5	4	1	1	5
管轄人口	2020	719,825	379,043	749,421	600,856	579,355	431,079	830,278
（人）	2050	669,324	276,823	706,290	586,858	472,908	374,430	783,237

**【参考資料】**

---



## 参考資料 児童福祉法及び児童福祉法施行令等の改正に関する法律及び通知

児童福祉法の改正等に関する法律及び国の通知について、以下に整理する。

令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律

府共第 98 号 子発 0626 第 1 号 令和元年 6 月 26 日

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について

府共第 245 号 子発 0331 第 2 号 令和 2 年 3 月 31 日

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について

令和 3 年 7 月 21 日政令第 209 号

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

子発 0721 第 2 号 令和 3 年 7 月 21 日

「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布について（通知）

## 令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

### 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

児童福祉審議会は、前項の規定により意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならない。

第十条に次の一項を加える。

国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第十一条第一項第二号中トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

第十一条第二項中「対し、」の下に「体制の整備その他の措置について」を加え、同条第四項中「第一項第二号へ」を「第一項第二号ト」に改め、同条に次の二項を加える。

都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第十二条に次の二項を加える。

都道府県知事は、第二項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。

国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条の三第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 精神保健福祉士

五 公認心理師

第十二条の三第五項中「又はこれに準ずる資格を有する者が」を「若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が」に改め、同条第六項第一号中「又は同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者」を「、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者」に改め、同条に次の一項を加える。

前項第一号に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

第十三条第二項中「数は、」の下に「各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待(以下単に「児童虐待」という。)に係る相談に応じた件数、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して」を加え、同条第三項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 精神保健福祉士

六 公認心理師

第十三条第五項中「他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司」を「指導教育担当児童福祉司」に改め、同条第六項中「前項の指導及び教育を行う児童福祉司」を「指導教育担当児童福祉司」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司(次項及び第七項において「指導教育担当児童福祉司」という。)が含まなければならない。

第二十一条の十の二第一項中「(平成十二年法律第八十二号)」を削る。

第二十五条の三に次の一項を加える。

関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第三十三条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、体罰を加えることはできない。

第三十三条の十二第二項中「児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する」を削り、「同法」を「児童虐待の防止等に関する法律」に改める。

第三十四条の二十第一項第四号中「児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する」を削る。

第四十七条第三項に次のただし書を加える。

ただし、体罰を加えることはできない。

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「のうち」の下に「第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることその他の」を加え、「ものを」を「ものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で」に、「ことの重要性に鑑み」を「ため」に改め、同条第四項及び第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

第十二条の三第六項中「指導を」を「心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導を」に、「次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者」を「第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者」に改め、同項各号を削り、同条第七項中「前項第一号」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

第十二条の五中「児童相談所の管轄区域」を「当該都道府県内の児童相談所を援助する中央児童相談所の指定」に改める。

第十三条第三項第二号中「以上」の下に「相談援助業務(」を、「業務」の下に「をいう。第七号において同じ。)」を加え、同項第七号中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に改め、同条第六項中「者」の下に「であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したもの」を加える。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第三条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「相互間」の下に「又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター(次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。)、学校及び医療機関の間」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第五条第一項中「病院」の下に「、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター」を、「弁護士」の下に「、警察官、婦人相談員」を加え、同条中第三項



を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第六条第二項中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削る。

第十一条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

第十一条に次の一項を加える。

7 都道府県は、保護者への指導(第二項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第十一条第一項第二号ニの規定による指導をいう。以下この項において同じ。)を効果的に行うため、同法第十三条第五項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせるとともに、第八条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、第九条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第三十三条第一項又は第二項の規定による児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

第十三条第一項中「見込まれる効果」の下に「、当該児童の家庭環境」を加え、同条第四項中「者は」の下に「、正当な理由がなく」を加える。

第十四条第一項中「際して、」の下に「体罰を加えることその他」を加え、「超えて」を「超える行為により」に改める。

第十六条第一項中「第三項まで及び第五項」を「第四項まで及び第六項」に改め、同条第二項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正)

第四条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第三号中「及び第八条の三」を「、第八条の三及び第九条」に改める。

第九条中「福祉事務所等」を「福祉事務所、児童相談所その他の」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定(同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

### (児童福祉司に関する経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に任用されている児童福祉司は、第二条の規定による改正後の児童福祉法(次条において「新法」という。)第十三条第三項の規定により任用された児童福祉司とみなす。

### (指導教育担当児童福祉司に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に実施された第二条の規定による改正前の児童福祉法第十三条第九項(第一条の規定による改正前には、同条の規定による改正前の児童福祉法第十三条第八項)に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修(厚生労働大臣が定めるものに限る。)は、同号に掲げる規定の施行後は、新法第十三条第六項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修とみなす。

### (その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### (調整規定)

第五条 この法律の施行の日が民法等の一部を改正する法律(令和元年法律第三十四号)の施行の日前である場合には、同法第三条のうち児童福祉法第十一条第一項第二号トの改正規定中「第十一条第一項第二号ト」とあるのは、「第十一条第一項第二号チ」とする。

### (児童福祉司の数の基準に関する見直し)

第六条 第一条の規定による改正後の児童福祉法第十三条第二項に規定する政令で定める基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待(次条第八項及び第九項において単に「児童虐待」という。)に係る相談に応ずる件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。

### (検討等)

第七条 政府は、速やかに、児童相談所の職員の処遇の改善に資するための措置、児童福祉法

第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設及び同法第三十三条第一項又は第二項の委託を受けて一時保護を行う者の量的拡充に係る方策、当該施設又は当該者が行う一時保護の質的向上に係る方策その他の児童相談所の体制の強化に対する国の支援その他の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る一時保護その他の措置に係る手続の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、この法律の施行後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、この法律の施行後二年を目途として、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十二条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、この法律の施行後五年間を目途として、児童相談所及び児童福祉法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設（以下この項及び第八項において「児童相談所等」という。）の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。
- 7 政府は、前項の支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- 8 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第六項の支援その他必要な措置の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待をめぐる状況等を勘案し、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 9 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに保護者に対する指導及び支

援の在り方その他の児童虐待の防止等に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(少年法の一部改正)

第九条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第十二条の三第二項第四号」を「第十二条の三第二項第六号」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
法務大臣 山下 貴司  
厚生労働大臣 根本 匠

府 共 第 98 号  
子 発 0626 第 1 号  
令 和 元 年 6 月 26 日

各 

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市長

 殿

内閣府男女共同参画局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律  
の公布について

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」  
(令和元年法律第 46 号。以下「改正法」という。)については、本年 6 月 19 日に  
国会で可決・成立し、本日公布されたところである。改正の趣旨及び概要は下記の  
とおりであり、十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)をはじめ、  
関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。

改正法は、一部の規定を除き、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしている。  
今後、必要な政省令等の改正を行い、その内容について別途通知する予定である。  
また、改正法の施行に際しての留意点、その内容等を踏まえた「児童相談所運営指  
針」(平成 2 年 3 月 5 日付け厚生省児童家庭局長通知)等の改正等についても、別  
途通知する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規  
定に基づく技術的助言である。

記

第 1 改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化  
及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずる。

第 2 改正の概要

I 児童の権利擁護

- 1 親権者等による体罰の禁止(令和 2 年 4 月 1 日施行)

- ① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治 29 年法律第 89 号）第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと。（児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 14 条第 1 項関係）
  - ② 児童相談所長、児童福祉施設の長、その住居において養育を行う児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する厚生労働省令で定める者（小規模住居型児童養育事業における養育者）及び里親は、監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと。（児童福祉法第 33 条の 2 第 2 項及び第 47 条第 3 項関係）
- 2 懲戒権の在り方の検討（令和 2 年 4 月 1 日施行）

政府は、改正法の施行後 2 年を目途として、民法第 822 条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第 7 条第 5 項関係）
  - 3 児童相談所の業務の明確化（令和 2 年 4 月 1 日施行）

都道府県（児童相談所）の業務として、児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保することを規定すること。（児童福祉法第 11 条第 1 項関係）
  - 4 児童福祉審議会における児童等の意見聴取の際の配慮事項（令和 2 年 4 月 1 日施行）

児童福祉審議会が児童福祉法第 8 条第 6 項の規定により児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者の意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならないこと。（児童福祉法第 8 条第 7 項関係）
  - 5 児童の意見表明権を保障する仕組みの検討（令和 2 年 4 月 1 日施行）

政府は、改正法の施行後 2 年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べる機会が確保されること、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第 7 条第 4 項関係）

## II 市町村及び児童相談所の体制強化等

- 1 市町村及び都道府県における体制の整備等に対する国の支援等（令和 2 年 4

月 1 日施行)

- ① 都道府県知事は、市町村の児童福祉法第 10 条第 1 項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができること。(児童福祉法第 11 条第 2 項関係)
- ② 都道府県は、児童福祉法による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならないこと。(児童福祉法第 11 条第 6 項関係)
- ③ 国は、市町村及び都道府県における児童福祉法第 10 条第 4 項及び第 11 条第 6 項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならないこと。(児童福祉法第 10 条第 5 項及び第 11 条第 7 項関係)

2 児童相談所の介入機能と支援機能の分離等 (令和 2 年 4 月 1 日施行)

都道府県は、保護者への指導を効果的に行うため、児童の一時保護等を行った児童福祉司等以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならないこと。(虐待防止法第 11 条第 7 項関係)

3 児童相談所への弁護士配置等 (令和 4 年 4 月 1 日施行)

都道府県は、児童相談所がその業務のうち、児童福祉法第 28 条第 1 項各号に掲げる措置(※)を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。 (児童福祉法第 12 条第 4 項関係)

※ 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、児童を児童養護施設に入所させる等の措置を採ることが児童の親権を行う者等の意に反するとき都道府県が採ることができる措置

4 児童相談所への児童心理司の配置基準 (令和 2 年 4 月 1 日施行)

心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員(以下「児童心理司」という。)の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。 (児童福祉法第 12 条の 3 第 7 項関係)

5 児童相談所への医師及び保健師の配置 (令和 4 年 4 月 1 日施行)

児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ 1 人以上含まなければならないこと。(児童福祉法第 12 条の 3 第 8 項関係)

6 児童相談所への児童福祉司及びスーパーバイザーの配置基準等 (①から④ま

で、⑥及び⑧は令和2年4月1日施行、⑤及び⑦は令和4年4月1日施行)

- ① 児童福祉司の数の基準は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、里親への委託の状況及び市町村における児童福祉法による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定めるものとする。 (児童福祉法第13条第2項関係)
- ② 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待に係る相談に応ずる件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。 (改正法附則第6条関係)
- ③ 児童相談所長及び児童福祉司として任用することができる者に精神保健福祉士及び公認心理師を追加すること。 (児童福祉法第12条の3第2項及び第13条第3項関係)
- ④ 判定をつかさどる所員及び児童心理司の中に含まれなければならない者の例示に公認心理師を追加すること。 (児童福祉法第12条の3第5項及び第6項関係)
- ⑤ 児童福祉司として任用することができる者のうち、社会福祉主事である者に必要な実務経験について、児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(相談援助業務)に2年以上従事したこととする。 (児童福祉法第13条第3項関係)
- ⑥ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司がその職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司(以下「スーパーバイザー」(※)という。)が含まれなければならないこと。 (児童福祉法第13条第5項関係)  
※ 法律上の名称は「指導教育担当児童福祉司」という。
- ⑦ スーパーバイザーは、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者であって、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならないこと。 (児童福祉法第13条第6項関係)
- ⑧ 都道府県は、保護者への指導(虐待防止法第11条第2項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第11条第1項第2号ニの規定による指導)を効果的に行うため、スーパーバイザーに児童福祉司がその職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせなければならないこと。 (虐待防止法第11条第7項関係)

#### 7 児童相談所の業務の質の評価の実施等(令和2年4月1日施行)

- ① 都道府県知事は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努めなければならないこと。 (児童福祉法第12条第6項関係)
- ② 国は、①の措置を援助するために、都道府県知事が行う児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならないこと。 (児童福祉法第12条第7項)



- 8 児童虐待の再発防止のための措置（令和2年4月1日施行）
- ① 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号又は第26条第1項第2号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。こと。（虐待防止法第11条第1項関係）
  - ② 都道府県知事が児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案事項に、当該児童の家庭環境が含まれる旨を明確化すること。（虐待防止法第13条第1項関係）
- 9 児童相談所の体制の強化に対する国の支援等の在り方の検討（公布日施行）
- 政府は、速やかに、児童相談所の職員の処遇の改善に資するための措置、一時保護所及び委託を受けて一時保護を行う者の量的拡充に係る方策、当該施設又は当該者が行う一時保護の質的向上に係る方策その他の児童相談所の体制の強化に対する国の支援その他の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第7条第1項関係）
- 10 児童の福祉に関し支援を行う者についての必要な資質の向上を図るための方策の検討（令和2年4月1日施行）
- 政府は、改正法の施行後1年を目途として、改正法の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第7条第3項関係）

### III 児童相談所の設置促進

- 1 児童相談所の管轄区域の策定基準（令和5年4月1日施行）
- 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。こと。（児童福祉法第12条第2項関係）
- 2 中核市及び特別区に対する児童相談所の設置支援（令和2年4月1日施行）
- ① 政府は、改正法の施行後5年間を目途として、児童相談所及び一時保護所の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第7条第6項関係）
  - ② 政府は、①の支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。こと。（改正法附則第7条第7項関係）

- ③ 政府は、改正法の施行後5年を目途として、①の支援その他必要な措置の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待をめぐる状況等を勘案し、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (改正法附則第7条第8項関係)

#### IV 関係機関間の連携強化

##### 1 連携強化すべき関係機関の明確化 (令和2年4月1日施行)

国及び地方公共団体による児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関し、強化を図るべき関係機関間の連携の例示として、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携を明記すること。(虐待防止法第4条第1項関係)

##### 2 児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化 (令和2年4月1日施行)

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会及び配偶者暴力相談支援センターが含まれること、並びに児童虐待の早期発見に努めなければならない者に警察官及び婦人相談員が含まれることを明確化すること。(虐待防止法第5条第1項関係)

##### 3 児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務 (令和2年4月1日施行)

- ① 学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこと。(虐待防止法第5条第3項関係)
- ② ①の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待防止法第5条第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこと。(虐待防止法第5条第4項関係)

##### 4 DV対応と児童虐待対応との連携強化 (令和2年4月1日施行)

DV被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることを明確化すること。(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第9条関係)

##### 5 要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務 (令和2年4月1日施行)

関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めが

あった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこと。(児童福祉法第25条の3第2項関係)

#### 6 児童が転居する場合の措置（令和2年4月1日施行）

児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。 (虐待防止法第4条第6項関係)

### V 検討事項等

#### 1 検討事項（③及び④は公布日施行、①及び②は令和2年4月1日施行）

政府は、Ⅰ2及び5、Ⅱ9及び10並びにⅢ2③に加え、以下の事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 政府は、改正法の施行後1年を目途として、要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る一時保護その他の措置に係る手続の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (改正法附則第7条第2項関係)
- ② 政府は、改正法の施行後5年を目途として、改正法による改正後の児童福祉法及び虐待防止法の規定の施行の状況を勘案し、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに保護者に対する指導及び支援の在り方その他の児童虐待の防止等に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (改正法附則第7条第9項関係)
- ③ 政府は、改正法の公布後3年を目途に、配偶者からの暴力の発見者による通報の対象となる配偶者からの暴力の形態及び保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (改正法附則第8条第1項関係)
- ④ 政府は、この法律の公布後3年を目途に、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (改正法附則第8条第2項関係)

#### 2 経過措置等（一部の規定を除き令和2年4月1日施行）

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。 (改正法附則第2条から第5条まで及び第9条)

府 共 第 245 号  
子 発 0331 第 2 号  
令 和 2 年 3 月 31 日

各 

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市長

 殿

内閣府男女共同参画局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律  
の施行について

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 46 号。以下「改正法」という。)については、その施行に向けて、関連法令として、「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」(令和 2 年政令第 62 号。以下「施行政令」という。)、  
「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」(令和 2 年厚生労働省令第 49 号。以下「施行省令」という。)及び「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示」(令和 2 年厚生労働省告示第 115 号)が 3 月 27 日に公布されたところである。

改正法の施行に際しては、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(令和元年 6 月 26 日付け内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知)で通知したほか、下記の点についてご留意いただきたいので、その内容を御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

I 児童の権利擁護

- 1 親権者等による体罰禁止の明確化について(改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 14 条第 1 項並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 2 第 2 項及び第 47 条第 3 項)

保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながるものもあることを踏まえて、改正法において、親権者からの体罰が許されないものであることを明確化することとした。あわせて、児童相談所長や児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親についても体罰禁止を明確化することとした。

このため、令和元年9月から子ども家庭局長の下に「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」を開催し、改正法により新たに規定される「体罰」の範囲やその禁止に関する考え方、体罰等によらない子育ての推進策等を、国民に分かりやすく説明するためのとりまとめを行った。

このとりまとめの内容及び啓発資料については、「「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発について」（令和2年2月21日付け子発0221第6号、障発0221第1号子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発について」（令和2年3月19日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において通知をしたところである。

各自治体においては、本とりまとめの趣旨を踏まえ、引き続き、子育て相談窓口等において具体的な相談窓口や支援内容とあわせて配布いただくとともに、母子健康手帳の配布時や乳幼児健診時など、母子保健部門とも連携の上、広く周知・啓発いただくようお願いする。

また、児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親に対しても、研修等の機会を利用して周知・啓発いただくとともに、養子縁組民間あっせん機関に対しては、養親候補者研修等において養親候補者等に周知・啓発いただけるよう、周知をお願いする。

## 2 児童福祉審議会における児童等の意見聴取の際の配慮事項について（改正法による改正後の児童福祉法第8条第7項）

児童福祉審議会等を活用した児童の権利擁護の取組については、平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）における改正を踏まえ、児童の権利擁護に関する取組をお願いしてきたところであるが、改正法において、児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合において、その児童の状況・環境等に配慮することとした（意見を述べる児童を支援する専門的知識及び技能を持つ職員の児童福祉審議会事務局への配置や、児童福祉審議会の場で児童が安心して意見を述べることができる雰囲気づくり等）。

児童の権利擁護の取組については、「児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の取組について」（令和2年3月31日付け子家発0331第1号）において通知したところであり、これを踏まえて、各自治体で児童福祉審議会を活用した児童の権利擁護の取組を検討いただきたい。

## II 児童相談所の体制強化等

- 1 児童相談所における適切な介入及び支援マネジメントに向けた体制整備の推進について（改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第 11 条第 7 項）

児童相談所の児童虐待相談対応件数が増加し続ける中で、躊躇なく一時保護等の介入が行われるよう、改正法において、児童相談所において介入機能及び支援マネジメント機能を効果的に発揮できるようにするための体制の整備など、必要な措置を講ずることとした。

体制の検討にあたっては、「児童相談所における適切な介入及び支援マネジメントに向けた体制整備の推進について」（令和 2 年 2 月 21 日付け子発 0221 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知）を发出しており、この通知を参照し、改正法の趣旨を踏まえた取組をお願いする。

- 2 都道府県における児童相談所の行う業務の質の評価（改正法による改正後の児童福祉法第 11 条第 6 項及び第 7 項）

児童相談所の業務については、児童相談所ごとに業務の質が異なっており、一時保護や立入調査、その他の支援などが適切に行われていないとの指摘を踏まえ、改正法において、児童相談所の行う業務の質の自己評価、第三者評価その他必要な措置を行うことにより、その業務の質の向上に努めなければならないこととした。

この際、児童相談所が行う一時保護においても業務の質の向上を図るための取組が必要であることから、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」を作成し、全国の一時保護所に配布している。各自治体においては、当該手引きを活用し、業務の質の自己評価、第三者評価等の措置の実施を検討いただきたい。

なお、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「児童相談所の第三者評価ガイドライン」を作成しており、来年度以降速やかに周知を行う予定である。

- 3 児童心理司の配置標準の新設（改正法による改正後の児童福祉法第 12 条の 3 第 7 項並びに施行政令による改正後の児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 1 条の 3 及び施行政令附則第 2 項）

児童心理司の配置基準については、これまで児童相談所運営指針において、「児童福祉司 2 人につき 1 人以上配置する」とされており、改正法において、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる児童相談所の所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする事とされたことを踏まえ、施行政令において、児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。以下同じ。）2 人につき 1 人以上とすることとした。当該規定には、令和 6 年 3 月 31 日までの間は児

童福祉司 3 人につき 1 人以上とする経過措置を設けており、各自治体においては、当該基準を踏まえた人材確保に努めていただきたい。

4 一時保護所を設置した際の報告規定の新設（施行政令による改正後の第 2 条第 2 項及び施行省令による改正後の児童福祉法施行規則第 3 条の 2）

児童の安全確保のため、一時保護の受け皿の適切な整備・確保を進めることが必要であるため、現行、児童相談所を新たに設置した際に厚生労働大臣に報告することとなっているところ、施行政令において、一時保護所を新たに設置した場合も報告を行うこととした。

当該規定に基づく報告の内容としては、新たに一時保護所を設置した場合には、一時保護所の入所定員及び事業開始の年月日、一時保護所の施設設備の変更をした場合には、変更後の入所定員を報告することとしており、当該法令に基づいた報告をお願いする。

### III 関係機関間の連携強化

1 配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携協力（改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 9 条）

改正法において、国及び地方公共団体の責務として、関係省庁相互間に加えて、関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関が連携をして必要な体制整備を行うことを明確化した。また、虐待の早期発見を行うために、児童の福祉に業務上関係ある団体として都道府県警、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターを改めて明記するとともに、児童の福祉に職務上関係のある者として警察官、婦人相談員を明記した。

改正法の趣旨を踏まえて、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）においては、関係機関で児童とその家族に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応する必要がある。とりわけ、児童相談所、教育委員会及び警察は、児童虐待の通告、早期発見、早期対応等に関与する機会が多い公的機関であり、要対協を構成する主たる機関であること、また、配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所は、児童虐待と DV が相互に重複して発生することを踏まえて参画が求められる機関であることから、これらの機関が要対協の構成員となっていない市町村においては、構成員への参画について速やかにこれらの機関と調整していただくよう、「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）」（令和元年 8 月 1 日付け子家発 0801 第 3 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）を発出しているところである。また、改正法を踏まえ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（平成 25 年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号。令和 2 年 3 月 23 日

一部改正。)についても、所要の改正を実施している。これらの規定や通知などの趣旨を踏まえ、要対協へのDV相談支援担当部署等の参画を含め、関係機関での連携の強化をお願いする。

また、令和元年度には、「DV対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究」を実施しており、こうしたものも参考にした上で、各自治体における関係機関間の連携強化をお願いする。

このほか、児童虐待の早期発見を行うため、法医学者等との連携を図ることは重要であり、大学における法医学教室等との連携の強化に努めていただくようお願いする。

## 2 転居先の児童相談所長に対する情報提供及び要対協が情報交換を行うための措置（改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第4条第6項）

改正法においては、児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとした。また、この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要対協が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとした。

これまで「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においても、転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底を行ったところであるが、各自治体におかれては、改正法を踏まえて、適切に対応されたい。

また、あわせて、児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行うため、要保護児童等に関する情報共有システムの整備を進めることとしており、令和2年度予算では、全国統一の情報共有システムの開発に要する費用を計上するとともに、自治体におけるシステム改修費等に対する補助を行うこととしている。現在、各自治体に示した仕様書に基づき、全国統一の情報共有システムの開発に関する調達手続きを行っているところであり、令和2年度中に開発が完了し、令和3年度から運用を開始する予定である。本システムは、自治体間の情報共有における課題を解決するために有効であることから、各自治体においては、早期に本システムを導入できるよう、既存の業務システムの改修など、必要な準備を進めていただきたい。

## 3 守秘義務規定の明確化（改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第5条第3項及び第4項）



改正法において、より確実に児童虐待を受けたと思われる児童の権利を守るため、関係機関の職員においては、正当な理由がなく、児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないことを改めて明確化した。

また、ここで新設された守秘義務の規定を理由として、関係機関間の必要な情報共有等が行われなくなることを防ぐため、これらの規定は、児童虐待の防止等に関する法律第5条第2項による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない旨をあわせて明確化した。

当該規定には罰則規定はなく、地方公務員法等の関係法令等の罰則規定が適用になるが、当該規定を設けることにより、虐待を受けた児童に関する情報は秘匿情報であることや、親権者であってもその秘匿情報は原則として開示すべき者ではないことについて明確化を図ることを目的としている。

各自治体においては、本規定の趣旨を正しく認識いただいた上で、関係機関間での適切な情報の共有・取扱をお願いします。

なお、「正当な理由」の範囲に関して、ある情報の共有が正当な理由に当たるかどうかは、個別の状況等によって変わり得るが、児童の安全が確保され、その福祉に資するという目的に照らして判断すべきであり、通告を受けた児童相談所等が当該事案に迅速・的確に対応するため、関係機関との間での必要な情報共有を行う場合など、法律の目的の達成に資するものであれば、正当な理由と解される。

## 令和3年7月21日政令第209号

### 児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（厚生労働省）

#### 一 児童福祉法施行令の一部改正関係

児童相談所の管轄区域に関する基準は、次のとおりとすることとした。（第一条の三関係）

- 1 一又は二以上の市町村の区域であって、児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関とが相互に緊密な連携を図ることができるよう、管轄区域内の主要な関係機関等の利用者の居住する地域を考慮したものであること。
- 2 児童相談所が児童虐待の予防及び早期発見並びに児童及びその家庭につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を適切に行うことができるよう、管轄区域における人口が、基本としておおむね五〇万人以下であること。
- 3 管轄区域における交通事情からみて、要保護児童の通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと。

#### 二 地方自治法施行令の一部改正関係

指定都市が処理する児童福祉に関する事務について、所要の読替規定の整備を行うこととした。（第一七四条の二六第七項関係）

#### 三 施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

子 発 0721 第 2 号  
令 和 3 年 7 月 21 日

各 

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市長

 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布について（通知）

児童相談所の管轄区域については、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 46 号）による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して、児童相談所を設置する地方公共団体が定めることとされたところであるが、その参酌すべき基準を定める「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」（令和 3 年政令第 209 号。以下「改正令」という。）が、本日公布され、令和 5 年 4 月 1 日より施行される。

改正令の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 第一 児童相談所の管轄区域に関する考え方について

改正令は、児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加や、依然として死亡事例・重傷事例が発生していることを踏まえ、本通知の第二に記載する参酌基準を定め、児童相談所の管轄区域の適正化を図るものであること。なお、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準については、改正令の施行の状況を踏まえ、今後も不断の検討を行っていくものであること。

### 第二 児童相談所の管轄区域に係る参酌基準について（改正令第 1 条）

#### 1 地理的条件について（改正令による改正後の児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「新令」という。）第 1 条の 3 第 1 号）

都道府県の区域において、基礎自治体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行政サービスの提供の基礎的な単位となっていることから、児童相談所の管轄区域は、一又は二以上の市町村の区域とすること。すなわち、市町村の区域を分割するような管轄区域とはしないこと。指定都市においては、区（総合区を含む。以下同じ。）が行政

サービスの提供の基礎的な単位となっていることから、児童相談所の管轄区域は、当該指定都市の区域又は一若しくは二以上の区の区域とすること。

また、児童相談所の管轄区域を定めるに当たっては、管轄区域内の市町村、福祉事務所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を図るため、地理的条件を考慮する必要がある。この場合の地理的条件とは、区域内の関係機関の立地状況や、当該関係機関を利用する者の居住地等を指すものであり、例えば学校の立地と通学する児童の居住圏や、医療機関の立地と利用者の居住圏などを考慮すること。

## 2 人口について（新令第1条の3第2号）

各児童相談所の担当するケース数等を適正なものとし、児童虐待への対応等を適切に行えるようにすることが必要であることから、新令第1条の3第2号において、管轄区域内の人口（以下「管轄人口」という。）は、「基本としておおむね50万人以下」とすべきことを規定したこと。

「おおむね50万人」との規定は、児童虐待相談等によりきめ細かく対応していくことが求められていること、国において中核市等への児童相談所の設置支援を行っていること、児童相談所の設置の基準に関するワーキンググループにおいて、管轄人口が100万人を超える児童相談所では対応件数が膨大になるとの指摘がされたこと等から、管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安となる趣旨であり、これを踏まえて積極的に管轄区域の見直しを検討されたいこと。これは、管轄人口20万人を下回る児童相談所の設置を妨げるものではなく、また、管轄人口100万人以下の児童相談所が存する地域についても、児童相談所の新設等により管轄人口をおおむね50万人以下とするような管轄区域の見直しを積極的に検討されたいこと。

なお、児童相談所の管轄区域については、同号に規定する人口のみを基準に機械的に定めるのではなく、区域内の児童人口や将来の人口の見通し、1の地理的条件、3の交通事情等を含めた総合的な考慮の下に定められたいこと。

## 3 交通事情について（新令第1条の3第3号）

児童相談所は、虐待通告を受けてから速やかに一時保護を行うなど、児童の安全確保のため短時間で児童のいる場所へ到着する必要があること、また、管轄区域内の住民が児童相談所を訪れる際の利便性などの観点から、交通事情や関係機関の連絡調整の実施の状況を勘案し、区域内の各所へ移動しやすいよう管轄区域を定める必要があること。

なお、管轄区域が広大である場合には、児童相談所を新たに設置することの他に、支所を設置することにより、区域内の移動の利便性を向上させることも考えられること。

## 第三 その他

### 1 中核市等の児童相談所設置について

児童相談所は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が設置するが、子育て支援施策の実施主体でもある基礎自治体が児童相談所を設置した場合は、これら関連部門との連携をより行いやすいと考えられる。

そのため、中核市等を含む地域の児童相談所の管轄区域を見直す場合には、こうした基礎自治体の役割も念頭に置きつつ、まずは当該中核市等が児童相談所設置市に移行することを積極的に検討されたいこと。

## 2 市町村と児童相談所の交流について

児童相談所を設置しない市（特別区を含む。）及び町村においても、児童虐待相談対応窓口や子育て支援窓口において、住民の子育てに関する相談に対応している。

厚生労働省において開催した「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」のとりまとめ（令和3年2月2日）において、子どもの福祉を確保するためには、基礎自治体である市町村職員のソーシャルワーク能力を高めていく必要があり、市町村と児童相談所との間の交流・連携を深めることの重要性が指摘されている。

この趣旨を踏まえて、市町村と児童相談所の職員の人事交流等の促進を図らねたいこと。